食料品加工機械、包装機械及び荷造機械（手動式のものを除く。）	食料品加工機械 包装機械及び荷造機械	個装・内装機械 外装・荷造機械	従事者百名以上のもの		機械器具月報（その十四）	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日
			従事者三十名以上百名未満のもの		機械器具月報（その十四）	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
				経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報（その十四）	一部	翌月十五日	経済産業大臣		
事務用機械	謄写機（謄写版を除く。）・事務用印刷機（B３版未満のオフセット印刷機） 複写機（ジアゾ式等を除く。） 金銭登録機	デジタル機 フルカラー機	従事者百名以上のもの		機械器具月報（その十六）	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日
			従事者五十名以上百名未満のもの		機械器具月報（その十六）	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
				経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報（その十六）	一部	翌月十五日	経済産業大臣		
ミシン及び繊維機械	ミシン	家庭用ミシン 工業用ミシン	従事者百名以上のもの		機械器具月報（その十七）	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日
			従事者三十名以上百名未満のもの		機械器具月報（その十七）	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
				経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報（その十七）	一部	翌月十五日	経済産業大臣		
	繊維機械		従事者百名以上のもの		機械器具月報（その十七）	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日
			従事者五十名以上百名未満のもの		機械器具月報（その十七）	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
冷凍機及び冷凍機応用製品	冷凍機 冷凍機応用製品 冷凍機及び冷凍機応用製品の補器 冷凍・空調用冷却塔	エアコンディショナ冷凍・冷蔵ショーケース フリーザ（業務用冷凍庫を含む。） 除湿機 製氷機 チリングユニット（ヒートポンプ式を含む。） 冷凍・冷蔵ユニット	従事者百名以上のもの		機械器具月報（その十八）	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日
			従事者五十名以上百名未満のもの		機械器具月報（その十八）	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
				経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報（その十八）	一部	翌月十五日	経済産業大臣		
業務用サービス機器	自動販売機 自動改札機・自動入場機 業務用洗濯機 自動車用洗浄機器		従事者百名以上のもの		機械器具月報（その十九）	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日
			従事者五十名以上百名未満のもの		機械器具月報（その十九）	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
				経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報（その十九）	一部	翌月十五日	経済産業大臣		